

## 新型コロナウイルス感染症対策利子補給金交付 事業における補給対象融資実行日の期限延長に ついて

新型コロナウイルス感染症による影響を受けた事業者  
に対し実施している利子補給金交付事業について、補  
給対象とする制度融資の実行日の期限を延長します。

### ■補給対象とする制度融資の実行日の期限

延長前：令和2年4月1日から令和2年9月30日

延長後：令和2年4月1日から令和3年2月28日

### ■対象制度融資（変更なし）

①桐生市小口資金 ②桐生市経営安定資金

※いずれも運転資金のみ。借換は対象外。

### ■その他要件（変更なし）

新型コロナウイルス感染症に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、最近1か月の売上高が前年同月と比較して5%以上減少、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期と比較して5%以上減少することが見込まれる場合。

### ■利子補給期間（変更なし）

3か年

### ■利子補給金額（変更なし）

毎年1月1日から12月31日までの間、金融機関に支払った融資に係る利子額のうち、1年目は全額、2年目及び3年目は2分の1以内の額

問い合わせ

産業経済部商工振興課商業金融担当

担当 金子・徳竹

TEL 0277-46-1111（内線563・583）

